

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見と総務省の考え方
(令和6年8月6日～同年9月10日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	無記名	現在の市場には多種多様な炭酸飲料があり、それを一概にコーラと定義づけるのはさすがに無理があるのではないか。	小売物価統計調査では、調査対象とすべき商品の銘柄（基本銘柄）を規定して調査しています。 「炭酸飲料」については、これまでも、円滑な価格収集が可能、かつ価格変化を的確に把握できる基本銘柄として「コカ・コーラ」を調査していることから、今回の変更で、調査品目として「コーラ」と設定するものです。 なお、基本銘柄は、総務省統計局ホームページ (https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/zuhyou/202409.xlsx)の「調査品目及び基本銘柄」に掲載しています。	無
2	個人	「炭酸飲料」は食品表示基準で定義された語なのに、なぜわざわざ範囲が不明確な「コーラ」に直すのか。自称コーラならコーラだということになるのか。「炭酸水」と区別したいなら炭酸水を除く旨を明記すれば済むことである。	同上	無
3	個人	今回は追加と修正だけで、削除がありませんが、バランス上大丈夫でしょうか？	今回は調査品目の追加と名称の変更を行いますが、今後、品目の廃止についての検討も行い、令和7年中に案を取りまとめて公表する予定です。	無

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。